平成２５年（フ）第１８６号
佐賀県神埼市神埼町尾崎2038―１　ドリームライフ神埼107号、住民票上の住所福岡県筑後市大字水田1171番地１
破産者　一繁こと　橋本　一雄
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
佐賀県佐賀市若宮１丁目16番18号
破産者　成富　光吉
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
鹿児島県志布志市志布志町志布志２丁目17番21―201号　チャオ天志館、前住所鹿児島県鹿児島市上之園町26番地７　トーカンマンション上之園町207号
破産者　前田　　稔
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉637番地８、申立時の住所鹿児島県曽於郡大崎町永吉5151番地１
破産者　瀬戸口豊子
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉637番地８、申立時の住所鹿児島県曽於郡大崎町永吉5151番地１
破産者　瀬戸口貴之
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
岩手県花巻市大迫町大迫第３地割170番地
破産者　畠　　和子
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１８号
山形県新庄市本町６番10号
破産者　佐藤　　功
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１６号
山形県新庄市大字泉田字泉田536番地の２
破産者　齋藤美喜子
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１９号
山形県最上郡金山町大字金山1952番地８
破産者　木村喜久男
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第２２号
山形県最上郡舟形町舟形12番地
破産者　Ｙショップ本陣こと　伊藤　　修
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１２５号
茨城県取手市戸頭７丁目７番10―107号
破産者　吉田　達也
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
群馬県桐生市広沢町２丁目3058番地の４
破産者　小林加乃美
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第８０号
群馬県桐生市相生町１丁目224番地の１　チェリーコート１―A、開始決定時の住所群馬県桐生市相生町１丁目224番地の１　チェリーコート１―B
破産者　新井　慎一
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１００号
群馬県桐生市広沢町２丁目3058番地の４
破産者　小林　一郎
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第８９号
神奈川県横須賀市田浦町６丁目７番地４
破産者　和田　健司
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１５４号
神奈川県横須賀市太田和２丁目10番21号　藤美ハイツ102
破産者　沢田眞奈美
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１９１号
神奈川県逗子市小坪１丁目13番16号
破産者　近松　禎信
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１９８号
神奈川県横須賀市池上７丁目13番１―402号
破産者　河村　洋子
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１５号
新潟県長岡市浦瀬町9099番地
破産者　吉岡真理子
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係